

## 12.8 人権デー各省要請行動 2016年12月8日(木)

### 法務省要請行動(16時30分～17時45分)法務省1階会議室

法務省出席者：吉田里日(法務省大臣官房秘書課国際室室長)

：木口 竜(同 渉外係長)

：女性(同 室員)

参加者(11名)：鈴木亜英(国際人権活動日本委員会・JWCHR)、松田順一(JWCHR)、上野節子(JWCHR)、石川美紀子(国連へ障がい児の権利を訴える会)、本多ミヨ子(移住労働者ユニオン)、菅野亨一(治安維持法犠牲者国賠同盟)、生江尚司(日本国民救援会)、山口文昭(JWCHR)、青木茂雄(東京・教育の自由裁判をすすめる会)、花輪紅一郎(東京・教育の自由裁判・・・)、外山喜久男(神奈川・個人情報保護条例を活かす会)

### 吉田室長の回答

- ① 個人通報制度の実現については、法務省だけでは回答できるものではないが、個人通報制度が条約の実施、あるいはその効果的な担保のかかる趣旨として注目すべき制度であると認識している。法務省は、この制度の導入にはこの通報事案への具体的な対応のあり方を含め、諸所の検討の必要があると考えている。法務省だけで検討・解決できるものではない。引続き、各方面の意見を聞いて、その動静を導入について検討を進めて行きたい。

国内人権機関については平成24年に国会に提案されたが、衆議院の解散により廃案になった。現在、適切に検討している。

- ② 技能自習制度の適正化については、もともと労働力の不足の解消のためではなく、開発途上地域へ部門の移転を図って、経済発展を担う人造りに協力するということを目的とした制度だ。一部にはその制度の趣旨を理解せずに、安価な労働力の確保と誤解して使うものがある。本当に適正化するのが今回の適正化法の目的だ。安価な労働力を使うと誤解して法令違反があるのは事実である。これによって残念ながら制度全体は国内外から批判を受けて、制度全体の信頼性が問われている。そこで、これまで指摘されていた点を踏まえて制度の見直しを行うべく、外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律案が、今年11月18日に成立し28日に公布された。本法の執行は公布日から起算して一年以内の政令で定める日が決められており、準備が整い次第施行される。この同法が施行されると、今後の実習制度において色々な対策があり6つほどが挙げられている。1つは、実習の各段階での技能評価を推進する。入国一年目の終

了時に技能評価試験の受験を義務化するなどを再考する。2つ目として、管理団体を許可制にする。技能実習期間を届け出制とする。技能実習計画を個々に認定制とする。3つ目として、新たな外国人技能実習機構、許可法人となるが、これを創設して管理団体に報告を求めて、実地の検査数と業務の実施数を、これを4つ目として、技能実習生からの通報や申告の窓口を整備するとともに、実習先変更資源を充実すること。5つ目として、旅券の取り上げ等の人権侵害行為に対する罰則を整備すること。6つ目として、送り出しを希望する国との間で取り決めを作成して、相手国政府を協力して不適正な送り出し機関の排除を目指す。最後のこちらの取り決めは法律事項ではないが、外務省や厚労省と連携して対応することとなる。これら様々な政策によって技能実習制度の適正化が図られて、技能実習制度に対する人権侵害の問題も改善されるものと考えている。

- ③ 死刑に関しては様々な意見があり、今回の日弁連の宣言もひとつの意見であると認識している。死刑の存廃に向けての特別の検討会を設けて検討する考えはない。死刑制度は我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる問題なので、議論する場合は、多くの国民が自らその議論に参加する必要があると感じている時である。
- ④ 公職選挙法に関しては法務省の所管事項ではないので、法務省は回答する立場にない。
- ⑤ 本年5月24日に刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立した。同法は誤判等の要因とされる取調べ及び供述調査に不可分に依存した状況を改めるために、刑事手続き全体について抜本的な改正を行うものである。その内容は被害者・証人となる国民の権利・利益の保護と被疑者・被告人の権利・保護と犯罪事実の解明及び適正な処罰、この3ついずれにも配慮しつつ、全体としてバランスの取れたものというものだ。刑事司法は誤判の生まない方向のものに進んで行くと思う。法務省は引き続き同法の定めた各制度の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるように注目してゆく。また代用収容制度に関して、その直接に日本政府がコメントを出しているように、こちらについても英語になっていますが、例えば、代用収容制度については、現時点においては、これを廃止することは現実的ではないというコメント。弁護士による死刑確定者に対する効果的な支援や秘密交通の保護・保障については、個別に具体的な事案によって各刑事施設の長が判断しているほか、必要を認める場合に一定の範囲を行使しているというコメント。死刑確定者の昼夜間、単独室収容については人権侵害とは考えておらず、現時点で取り扱いを変更する予定はない。死刑執行告知、これは現在、執行の当日に行っているが、この取り扱いについては現在やむを得ないと考えている。死刑確定者の精神状態や健康状態については常に注意が払われて、慎重な配慮がされている。死刑確定者の精神状態を把握するための独立した仕組みを構築する必要はない。これが日本政府の追加したコメントになる。
- ⑥ 治安維持法は当時適切に制定されたものであるもので、同法違反の罪にかかる勾留または拘禁は適法であり、また同法違反の罪にかかる刑の執行も、適法に構成された裁判所で言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたものであって、違法があったとは

認められない。従って、同法違反の勾留もしくは拘禁、または刑の執行により生じた損害賠償すべき理由はなく、謝罪および実態調査の必要もないものと思料する。また、当時の日本が適正に制定した法律について、これが人道に反する悪法であったと認めることも相当でないと思料する。

- ⑦ 国旗・国歌への起立斉唱の問題に関して、この問題は教育現場におけることと、今、説明を受けて理解したので、これは法務省の所管ではないので回答する立場ではない。
- ⑧ 障害児の教育活動に関しては、法務省の所管ではないので答えられない。
- ⑨ 日本航空整理解雇事件も法務省に所属する問題ではないので回答を差し控えたい。
- ⑩ 最後になるが、最終見解に載っている勧告の内容は多岐に渡っているのですが、多分、今までと同じ回答で満足いただけないと思うが、今の法務省の立場を伝えた。技能実習制度の法律や刑訴法の一部改正の法律とか、一気に何かを急に変えること、法律を改正することは中々大きなことだ。少しずつ変わっている部分もあるので、引き続き勧告についても皆様から頂いた意見等を伺って対応していきたい。

## 参加者からの反論

### 治安維持法⑥に関して

**青木**：回答に不満だ。治安維持法が適法であるという政府見解を初めて聞いたが本当か。適法とはどういうことか。合法とは違うのか。つまり明治憲法下において合法的に作られたから適法という意味か。

**鈴木議長**：この問題については、戦前では適法であったと合法であったということは、認めたくはないが、言えるかも知れない。しかし現行憲法が施行された時に治安維持法は廃止された訳だ。廃止された法律については、なぜ廃止されたかという民主的な憲法にそぐわないからだ。それを合法とか適法だとか今の時代に言うと、限定的にその当時においてはと言ったが、それはそれで分からない訳でもない。しかし、その廃止されたという重みをしっかり表明してもらわないと、普通に今の社会に暮らしている我々としてみれば何だろうと、時代が戻ったんじゃないかと思えますので、そこは限定付きであったとしても、現在どのように治安維持法を捉えるかということについて、それなりにしっかりとした見解を持ってもらいたい。持っていると思うが、戦前がこうだったから、こうでいいんだという風な肯定的な見方ではないだろうと思う。どうでしょうか。

**松田**：先ほど悪法ではなかったと言ったのでびっくりした。

**菅野**：なぜ廃止したのか。

**青木**：そうすると、今後どんな法律が制定された場合でも、制定された法律はすべて正しくなる訳だ。人権侵害があったって、それは合法だからいいって言うことになる。これ **Minister of Justice** ですか、法務省を英訳すると。これじゃないではないか。 **Minister of Injustice** ではないか。状況によって変わるんですから。こんな法務省は信用でき

ないですよ。治安維持法について言えば、帝国議会で制定されたことは適法かも知れないが、治安維持法の改定によって死刑が入った。死刑が入ることは明治憲法でも違法なのだ、あの作り方は。つまり法令で作ったものを勅令で変更することは憲法違反なのだ。

**吉田室長**：申し訳ないが、私自身からこの治安維持法についての見解は、先ほど答えたような形でしか答えられない。これを越えて、今、私が答えることはできない。個人的な見解のようになってしまうし。

**上野**：さっき言ったことが法務省としての正式見解なのか。

**鈴木議長**：そうすると我々と意見が違うから、私たちとしてそれはおかしいと言うことを申し上げる。それは聞いといてください。とてもじゃないが、ああそうですか、とは聞かれていられるような言葉ではない。そこはもう一度、表現を変えて考え直してもらいたい。いくら法務省の見解としても、尚更、納得いかないものだ。

**青木**：諸外国に対して、いかなる人権侵害があったとしても、それは国の法律でやっているのだから合法だとはしか言えないでしょう。ナチだってユダヤ人に対して合法的にやったんだから。そんなことやっていたら全然国の立場はない。

**生江**：死刑問題で袴田さんのことで時間がなくて取り上げなかったが、せっかくフォローアップに入れてもらったので一言聞きたい。単独収容で健康状態管理しているから心配するなど。これはフォローアップで言っているので承知している。しかし、現実には今の袴田さんの状態はどうなっているのか。ニュース映像も見ていると思うが、今、「夢の間の世の中」という映画を作っていて、自主上映を行っている。HPもあるが近県でもやっているのでも見てもらいたい。とてもではないが普通の精神状態ではない。一日中、部屋の中を歩き廻っているとか、大変な精神的ダメージを受けている。一目見れば分かる状態だ。フォローアップで言われているようなことは受け入れ難いことだ。慎重な配慮が取られていると言うが、現実の袴田さんの姿をよく見ていただきたいと。このことを踏まえた言葉ではないと、やはり人の心を得られないと思うので、失礼ながら一言、言わせてもらった。最後、刑訴法についてもバランスの取れたものだというけれども、やはり制度を変えるのには時間が掛かると言ったが、代用監獄の問題は国際社会の人権問題から見ると、第3回の自由権規約、1993年から同じことを言われてきて、第6回の自由権規約では最後の閉会の挨拶でロドリー議長がリソース（resource）の問題、つまり代用監獄を廃止できないのはリソースの問題だと言うのが政府の回答だったので、リソースを理由として人権の尊重が行われないうことは、日本のような先進国ではあってはならないことだと、そして、日本政府は残念ながら国際的なコミュニティに抵抗しているように見えるということまで言っていた。自由権規約委員会は恐らく何回も何回も同じことを繰り返えされており、ある意味、堪忍袋の緒が切れそうで、あくまで建設的な対話の場なので、そういうことはないが、しかし、日本政府がこうした対応を取り続けて20何年もたっ

でも変わらないことに対して、刑訴法ではバランスが取れたというかも知れないが、とても国際社会からも、あるいは日本の刑事裁判を体験している人間からも認められないことである。今年も大阪の東住吉放火殺人事件で、20年間無実の罪で獄に捕らえられていた青木さんと朴さんの二人を救援・救出することができた。死刑事件、無期事件でこれで9件目です。9件、そういう重大事件での冤罪事件か袴田事件まで静岡地裁での再審事件まで入れれば10件。死刑で5件、無期で5件、こういう現実があることを踏まえた対応を引き続き取っていただきたいと強く要請する。

**菅野**：最後に言わせてほしい。治安維持法の問題は適法であったということについて、怒りを込めて抗議したい。95名が裁判を受けずに虐殺されている。400名を超える人間が獄死を強いられている。どういう法律であれ、人の生きる命まで奪うような、そういう犠牲を強いておきながら適法だったと。当時使われていた法律に基づいているからと。基づいていないのだ。裁判のやり方を含めて基づいていないのだ。拷問は禁止されていた。当時は。そういう点では絶対に今の政府見解は認められないことだけは言っておきたい。

**青木**：撤回だな。

**吉田室長**：・・・承りましたので、その・・・・・・・・

**鈴木議長**：見解が大分違うけれども、そこはもう一度考え直してください。

**花輪**：法務省が所管していないことは答えられないということですか。勸告29条がありますが、この中で法務省に関係するものは尊重義務とか従事義務があるのでよろしいですね。パラ22はその中に含まれないというのが今日の見解ですね。

**吉田室長**：いえ、そういうことではなく、理解をしていただくということは必要かと思いません。

**花輪**：こちらではなくて法務省の所管ですかと聞いているのだ。パラ22は。

**吉田室長**：公共の福祉の場面に使われているのは多岐に渡っているのだ。

**花輪**：所管ではない。

**鈴木議長**：勸告が日本政府に出ているが、これは締約国全体に出されており、裁判所を含めた立法、司法、政府、地方自治体のところに出されているのだ。これは法務省には関係ないというものではない。

以上